

**詐欺 宅建 H10-07-1 <<#698>>****【問】 正誤をつけよ。**

Aが、A所有の土地をBに売却する契約を締結した。AのBに対する売却の意思表示がCの詐欺によって行われた場合で、BがそのCによる詐欺の事実を知っていたとき、Aは、売却の意思表示を取り消すことができる。

**【答え】 正しい****<<ポイント>> 詐欺【★入門】**

- 1 **詐欺**による意思表示は、**取り消すことができる**。
- 2 相手方に対する意思表示について**第三者が詐欺**を行った場合においては、**相手方**がその事実を知り**(悪意)**、又は**知ることができたとき(善意有過失)**に限り、その意思表示を**取り消すことができる**。(民法96条1項、2項)

⇒ **相手方が、善意無過失の場合、取り消すことができない**

**第三者による詐欺**

相手方Bが	Aは、取り消すことが
悪意	できる
善意有過失	できる
善意無過失	できない